

平成 30 年 月 日

〇〇公安委員会 御中

氏名
住所
電話番号

放置違反金の納付命令に関する件(第 11-222-333333-444444 号)

貴公安委員会より〇月〇日付の弁明通知書を受領しました。それにより弁明の機会を与えられましたので下記の記載事項を元に弁明いたします。

記

弁明内容：

弁明通知書によると「違反形態：道路交通法第 44 条の 1 に違反」とありますが、記載されている違反の事実はないものと認識しております。

以下に理由を記載します。

理由：

道路交通法第 44 条は下記のように定められています。

「第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾こう配の急な坂又はトンネル」

上記引用文から見ると、「危険を防止するため一時停止する場合」では違反の対象にはなりませんと認識しています。

そして私自身、前方の車が事故によって走行不能となっていたため、「二次災害的な事故の防止」を目的として、後続車へ知らせるために三角表示板の設置および発煙筒使用のをすべく、一時的な停車をしていただけにすぎません。

その様子は車載ドライブレコーダーに記録されており、さらに当該事故車両(名古屋 333

11-22)の所有者も認識している事実です。

つまり

- 危険を防止する＝後続車への安全配慮をすべく三角表示板や発煙筒による措置をしていた
- 措置の様子はドライブレコーダーの記録および当該事故車両の所有者も認識しているという理由から、当該法律における放置違反をしてはいないと認識しております。

以上